

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	避難生活や被災生活を送る
施策	物価の安定
時間軸	応急～復旧
内容	消費生活と関連性の高い商品 物資の供給又は価格の安定を図るため、需給の状況や価格の動向に関する調査・監視を行うとともに、商品等の供給又は価格の安定を妨げる原因が事業者にある場合、指導等を行う。 (地域防災計画震災対策編 11- 2)
実施主体、県の役割等	県は、生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等による供給不足、物価の高騰を防ぐため、監視や指導などを行う。生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰等、経済秩序が混乱し又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、国に対し緊急措置の実施を要請する。
法体系	物価の高騰その他国の経済の異常事態に対処するため、「国民生活安定緊急措置法」では、生活必需物資や重要物資の価格・需給調整に関する緊急措置が、「生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」では、買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置が定められている。 高知県消費生活条例(第23条から第25条まで及び第27条)では、「消費生活と関連性の高い商品の供給が著しく不足又は価格が著しく上昇した場合、特別の調査を要する商品として指定し、その商品の需給の状況や価格の動向に関し必要な調査・監視を行う」ことが規定されている。
取り組み状況	指定の実績なし。
課題	調査・監視にあたって平時から必要な物価調査の体制がない。(例えば、兵庫県の場合は、物価モニターや生活クリエーターに依頼し、調査実施)
その他	兵庫県消費生活条例の規定に基づき7品目(粉ミルク、カップめん、シャンプー、洗濯用洗剤、台所洗剤、ラップ、アルミホイル)を指定し価格調査を実施。また、1月23日から同月30日までの間、職員による緊急物資調査が行われた。